

福山市デジタルバナー広告掲載募集要項

1 広告媒体の概要

福山市グループウェアシステム（以下「グループウェア」という。）のトップページ

(1) 広告掲載位置と募集枠数

トップページの上部（別紙1：イメージ図参照）とし、4枠とする。

(2) 閲覧者

福山市役所職員（本庁、支所、保育所及び交流館等に従事する職員）が対象であり、約4,000人。

2 用語の定義

- (1) 掲載事業者：福山市に対して広告掲載を申請する者。他社の製品やサービス等に関する広告掲載を申請する場合を含む。
- (2) 広告主：掲載事業者に自社の製品やサービス等の広告掲載を依頼する者
- (3) 代理広告：掲載事業者が、広告主の製品やサービス等の広告掲載を申請すること。

3 応募資格

掲載事業者は、次の全てを満たすこと。代理広告の場合は、広告主についても同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。
- (3) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) この募集の日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外若しくは指名留保の措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 広島県内に本社又は拠点を有すること。

4 広告掲載料金等及び掲載、募集期間

(1) 広告掲載料金等

月額10,000円（消費税及び地方消費税含む。）

(2) 広告掲載枠

1掲載事業者当たり1枠のみとし、かつ同一事業者に関する広告の掲載は、1枠のみとする。

(3) 掲載期限

2025年（令和7年）3月31日（月）まで

なお、広告掲載期間は6か月間以上とし、様式1「福山市デジタルバナー広告掲載申請書」の掲載希望期間に基づき、掲載期間を決定する。

(4) 募集期限

2024年（令和6年）8月20日（火）まで

5 広告の規格等

(1) 広告の規格

- ア 大きさは最大縦100ピクセル，横450ピクセルとする。
- イ 形式はGIFまたはJPEG形式とする。
- ウ データ容量は200KB以下とする。

(2) 掲載位置

広告掲載位置は指定できない。なお，複数の申込みがあった場合，掲載順序は申込み受付の先着順とする。

(3) 表記，構造の禁止事項

- ア 動画，アニメーション，静止画像の切り替え（反転表示）等
- イ グループウェアのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン
- ウ 掲載事業者若しくは掲載事業者が代理広告をする場合は広告主，商品，サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの，または確認・判別が困難なもの
- エ 「閉じる」，「いいえ」，「キャンセル」などのボタン
- オ アラートマーク
- カ ラジオボタン
- キ テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- ク プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- ケ その他福山市広告掲載基準に反するものなど福山市所有物に掲載する広告として適当でないとして市長が判断するもの

(4) 色調及び解像度について

- ア 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分に取られ，また，背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして，文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
- イ 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い，鮮明に見えるようにしなければならない。

(5) その他注意事項

- ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること。
- イ 閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと。
- ウ 閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと。

(6) バナー広告のリンク先

インターネット上のページとリンクを貼ることはできないため，掲載情報をデータで提供すること。

なお，掲載内容についても福山市広告事業実施要綱並びに福山市広告掲載基準及び本要項（以下「福山市広告事業実施要綱等」という。）を遵守すること。

6 申込方法

「10 バナー広告掲載の流れ」に基づき，次に掲げる書類等を福山市ICT推進課に郵送で

提出するものとする。提出先は、「12 問合せ先」とする。郵送する封筒の表面には、「福山市デジタルバナー広告掲載申請」と記載すること。

なお、申込受付は先着順とし、先着4者までとする。また、同日中に複数の申込みがあったときは、受領した順番は市によるくじで決定する。

(1) 申請書（様式1）

(2) リンク先ページについて（様式2）

(3) バナー広告のデータ

(4) 福山市税完納証明書の写し

※市税納税状況等確認同意書（様式5）を提出することで省略可。

※市外事業者で本市における課税のない者は、申立書（様式4）を提出すること。

※掲載事業者が代理広告をする場合は、掲載事業者及び広告主の両者が提出すること。

(5) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し

※掲載事業者が代理広告をする場合は、掲載事業者及び広告主の両者が提出すること。

(6) 誓約書（様式3）

(7) 確約書（様式6）

※掲載事業者が代理広告をする場合に、提出すること。

7 広告掲載の決定

広告掲載については、福山市広告事業実施要綱等に基づき、広告原稿の審査を行い、広告掲載事業者を決定する。

8 広告料の納付

広告掲載料は、福山市が交付する納付書により指定された期日までに、一括して納付することとする。

なお、既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告掲載事業者の責によらない事由により広告が掲載できなかった場合は、広告掲載料の一部又は全部を還付する。

9 注意事項

(1) 次の場合は広告の掲載を中止することがある。

- ・ 広告掲載事業者が、広告掲載料を指定期限までに納付しなかったとき。
- ・ 広告掲載後に福山市広告事業実施要綱等に反することが明らかになったとき。
- ・ その他、市長が必要と認めたとき。

(2) 本要項は予告なく変更する場合がある。

10 バナー広告掲載の流れ

(1) 申込締切 : 掲載開始日の前々月20日17時まで（必着）

※申込締切日が閉庁日の場合は、前開庁日を申込締切とする。

※最終申込期限は、2024年（令和6年）8月20日（火）17時まで（必着）とする。

(2) 審査（バナー広告やリンク先等）

(3) 契約書の締結 : 掲載開始日の当月1日（予定）

- (4) バナー広告の掲載 : 掲載希望期間に基づく
- (5) 広告料の支払い締切 : 掲載開始日の当月末日
 - ※掲載後にバナー広告やリンク先に変更がある場合, 都度変更申請が必要。
 - ※変更申請時には, 様式7及び様式8を使用して申請を行うこと。
- (6) バナー広告の掲載終了: 掲載希望期間に基づく
 - なお, 末日が閉庁日(土・日曜日, 祝日等)である場合は, 前開庁日を末日とする。

1.1 バナー広告の申込から掲載までのスケジュール例

例) 4月から広告を掲載したい場合

申込締切 : 2024年(令和6年)2月20日(火)17時まで(必着)

契約書の締結 : 2024年(令和6年)4月1日(月)(予定)

広告料の支払い締切: 2024年(令和6年)4月30日(火)

1.2 問合せ先

福山市総務局総務部ICT推進課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号(本庁舎4階)

TEL (084)928-1250(直通)

FAX (084)920-1188

E-Mail ict-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

別紙1:イメージ図

The screenshot shows a web portal with a navigation bar and a main content area. The main content area features four banner ad slots arranged in a 2x2 grid, labeled ① through ④. A red box highlights these slots. Below the ad slots is a calendar for December 31st, 2022. A callout box points to the ad slots with the following text:

2者以上が掲載する場合、掲載位置は申込み受付の先着順で①→②→③→④の位置とする。